

大阪市選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の大阪市議会議員東住吉区選挙区補欠選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなつたため、選挙公報は、大阪市選挙公報条例（昭和30年大阪市条例第2号）第6条の規定により発行しない。

令和8年1月30日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（令和8年1月30日掲示済）